

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年2月10日

福岡市市長室広報戦略室広報課

1. 公募の趣旨

本業務については、点字図書作成のための知識を有し、製作のための機械設備を完備していることや、月2回（年23回）の発行を短期間で正確に行うことなどを理由として、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積合わせを実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 件名

福岡市政だより点字版製作・発送業務委託

(2) 業務内容

福岡市政だより点字版の製作と発送に係る作業（点訳、印刷、校正、製本、発送作業など）

※詳細は仕様書（案）を参照すること。

(3) 履行期間（予定）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でない等、経営状況が著しく不健全であると認められないこと。
- (3) 福岡県内に本業務に対応できる営業所等を有していること。
- (4) 個人情報をも適正に管理できること。
- (5) 仕様書に記載する点字印刷物作成のための設備機器を有していること。
- (6) 月2回（年23回）、指定する期日までに遅滞なく発送が可能であること。
- (7) 過去5年以内に当該事業と同種又は類似業務を良好に履行した実績があること。
- (8) その他仕様書のとおり、当該業務が確実に履行可能であること。

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和7年2月10日から令和7年2月27日までの（閉庁日を除く。）
毎日、午前10時から午後5時まで

② 配布場所

市長室広報戦略室広報課
所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 092-711-4016 内線1111
担当 酒井

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、仕様書（案）、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

(1) ①に同じ

② 提出場所

(1) ①に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

市長室広報戦略室広報課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4016 内線 1111

担当 酒井

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の見積合わせを中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。